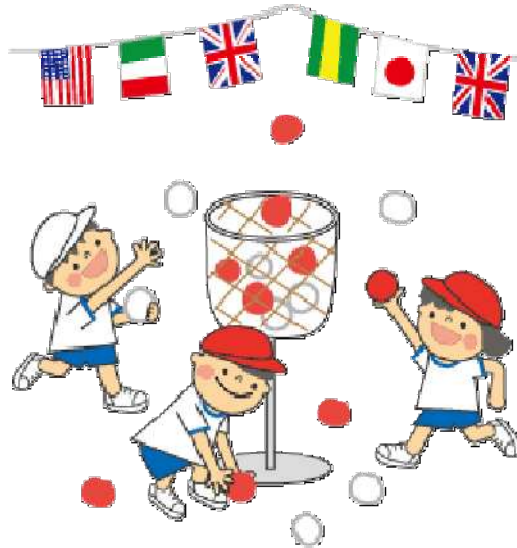


放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準案について



平成26年5月28日
富良野市子ども・子育て会議

市町村が条例で定める基準について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法の改正により、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で定めることとされた。
（改正後の児童福祉法第34条の8の2）

従うべき基準	従事する者の資格及び員数
参酌すべき基準	専用室・専用スペース、集団規模
	開所日数、開所時間
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の総則

従うべき基準：条例の内容を直接に拘束する必ず適合しなければならない基準

参酌すべき基準：地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

従うべき基準について

	国が示す基準(厚労省令)	富良野市の現状	富良野市の基準(案)										
従事する者	<p>放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士の資格を有する者 社会福祉士の資格を有する者 高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの 幼稚園、小学校、中学校高等学校の教諭となる資格を有する者 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科を修めて卒業した者 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市町村長が適当と認めたもの 	<p>桂木・北の峰・麻町・東部・緑町の5つの学童保育センターでは、放課後児童支援員15名を配置しており、支援員の資格は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>保育士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>保育士と教員免許</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>教員免許</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>2年以上従事したもの</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15名</td> </tr> </table>	保育士	1名	保育士と教員免許	2名	教員免許	4名	2年以上従事したもの	8名	合計	15名	<p>国の基準どおりとする</p>
保育士	1名												
保育士と教員免許	2名												
教員免許	4名												
2年以上従事したもの	8名												
合計	15名												
員数	<p>放課後児童支援員の数は、2人以上とする。ただし、1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</p>	<p>1つの放課後児童クラブに放課後児童支援員3人配置</p>	<p>国の基準どおりとする</p>										

参酌すべき基準について

	国が示す基準（厚労省令）	H 2 5 の富良野市の現状	富良野市の基準（案）
専用室	専用室の面積は、児童一人につきおおむね 1 . 6 5 m ² 以上でなければならない。	桂 木 2.34m ² /人 緑 町 2.21m ² /人 麻 町 2.14m ² /人 東 部 2.10m ² /人 北の峰 2.61m ² /人	国の基準どおりとする
集団規模	児童の集団規模は、おおむね 4 0 人以下とする。	桂 木 37.1人/日 緑 町 33.7人/日 麻 町 16.4人/日 東 部 13.3人/日 北の峰 13.3人/日	国の基準どおりとする

参酌すべき基準について

	学童室 A	H25平均 登録児童数 B	H25平均 利用児童数 C	一人当面積 D = A ÷ C
桂木学童保育センター	86.98m ²	69.2人/月	37.1人/日	2.34m ² /人
緑町学童保育センター	74.53m ²	56.5人/月	33.7人/日	2.21m ² /人
麻町学童保育センター	35.23m ²	29.9人/月	16.4人/日	2.14m ² /人
東部学童保育センター	28.00m ²	23.8人/月	13.3人/日	2.10m ² /人
北の峰学童保育センター	34.78m ²	19.8人/月	13.3人/日	2.61m ² /人

参酌すべき基準について

	国が示す基準（厚労省令）	H 2 5 の富良野市の現状	富良野市の基準（案）
開所日数	開所日数は、 250日以上を原則とし、 その地域の状況等を考慮し て、事業所ごとに開所する 日数を定める。	5つの学童保育センターでは、 年間293日を開所日数とし ている。	国の基準ど おりとする
開所時間	開所時間は、 平日は1日3時間以上、 休日は1日8時間以上を 原則とし、その地域の状況 等を考慮して、事業所ごと に開所する時間を定める。	平日は13時から18時までの 5時間 休日は8時30分から18時までの 9時間30分	国の基準ど おりとする

参酌すべき基準について

	国が示す基準(厚労省令)	H25の富良野市の現状	富良野市の基準(案)
その他の基準	<p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則(一般原則等)に規定されている事項等を踏まえる。</p> <p>「非常災害対策」 「虐待等の禁止」 「秘密の保持に関すること」 「保護者、小学校等との連携等」 「事故発生時の対応」等</p>	富良野市の条例、規則等では定めがない。	国の基準どおりとする

利用定員の設定について

	現行 定員	H25平均 登録児童数	H25最大 登録児童数	専用室	専用室 ÷ 1.65m ²	ロッカー 数	入所 定員
桂木	45人	69人	73人	学童室 図書室 静養室	65.5人	70個	65人
緑町	45人	56人	61人	学童室 図書室	57.2人	58個	55人
麻町	40人	29人	33人	学童室 静養室	43.1人	40個	40人
東部	20人	23人	25人	学童室 静養室	30.3人	32個	30人
北の峰	20人	19人	24人	学童室 図書室	30.3人	34個	30人